

まずはじめに

令和2年6月に公職選挙法が改正になり、町長・町議会議員選挙も関係条例を制定することにより公費負担をすることができるようになりました。

①公費負担の種類

- ・選挙運動用自動車の使用（借入、燃料、運転手雇用等）
- ・選挙運動用ビラの作成
- ・選挙運動用ポスターの作成

②町村議会議員選挙でビラ^{はんぷ}頒布の解禁

③町村議会議員選挙に供託金制度の導入



疑問 なぜ公費で負担するの？

地方議会では議員のなり手が不足しています!!

議員になりたくても選挙をするにはお金がかかることから、選挙費用を公費負担することで立候補を喚起し機会均等を図ることを目的としています。

疑問 どれくらい公費で負担してくれるの？

公費負担の種類	公費負担の対象	限度額
選挙運動用自動車 (ハイヤー方式)	ハイヤー契約	1日 64,500円
選挙運動用自動車 (個別契約方式)	①自動車の借入れ ②燃料代 ③運転手の雇用	① 1日 15,800円 ② 7,560円×日数 ③ 1日 12,500円
選挙運動用ポスター	ポスター掲示板数	(525円6銭×掲示板数 +310,500円)÷掲示板数
選挙運動用ビラ	1,600枚	単価7円51銭×1,600枚



上の表は国が定める基準ですが、選挙用ビラを条例化せず選挙公報の活用を図り、選挙運動用ポスターについても実績が法規定を大きく下回ることから、公費負担の抑制を目指した検討をしていく予定です。

疑問 供託金制度ってなに？

選挙に立候補する際に、法務局等へ決められた金額または金額相当の国債証書を支払う。当選もしくは決められた得票数以上であれば返還され、達していない場合は没収される。

町村議会議員選挙の供託金は15万円。(町村長は50万円)